

又ハ被傷者ノ入替中雇傭期間ノ満了シタルトキハ其ノ者ガ退  
替(入替ノ際行フ身體検査ヲ結果歸郷ヲ命ゼラレタル場合ヲ  
含ム)シタル日ヨリ三月以内ニ退替ノ之ヲ雇傭スルコトヲ要ス  
但シ左ノ各號ニ掲ケル事由ノ一ニ該當シタルニ因リ解雇シ又  
ハ現ニ左ノ各號ニ掲ケル事由ノ一ニ該當スル場合ハ此ノ限ニ  
在ラス

- 一、被傷者ガ入替ノ日ヨリ陸軍ニ在リテハ二年、海軍ニ在リ  
テハ三年ヲ超ユル期間服役ヲ志願シ採用セラレタルトキ
  - 二、被傷者ガ第二項ニ規定スル通知ヲ爲サズ又ハ雇傭者ヨリ  
同項ニ規定スル通知ニ於テ義務ニ就クベキ旨ヲ指定セラレ  
タル日ヨリ故テ二十日以内ニ義務ニ就カザルトキ
  - 三、被傷者ガ疾病又ハ傷損ニ因リ義務ニ堪ヘザルトキ
  - 四、被傷者ガ著シキ其ノ職務ヲ怠リタルトキ
  - 五、被傷者ニ著シキ不良行爲アリタルトキ
  - 六、雇傭ノ目的タル事業ノ廢止、終了又ハ著シキ整理積少其  
ノ他之ニ準スル事由アルトキ
- 雇傭者及被傷者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ前項ニ規定スル雇傭  
ニ關シ必要ナル事項ヲ相互ニ通知スルコトヲ要ス
- 雇傭者ハ第一項各號ニ掲ケル場合ヲ除クノ外同項ノ規定ニ依  
リ雇傭シタル被傷者ヲ其ノ雇傭ノ日ヨリ三月以内ニ於テ民法  
第六百二十七條又ハ第六百二十八條ノ規定ニ依リ解雇スルコ  
トヲ得ス

第三條 前條第一項ノ規定ニ依リ退替者ヲ雇傭スル場合ニ於テ

之ニ與フベキ義務及給與ハ其ノ者ノ入替直前ノ義務及給與ト  
同等ノモノナリコトヲ要ス但シ被傷者ガ疾病又ハ傷損ニ因リ  
入替直前ノ義務ニ堪ヘザルトキ其ノ他已ムテ得ザル事由アル  
トキハ之ト異ル義務及給與ヲ與フルコトヲ妨ケズ

第四條 前二條ノ規定ハ入替ヲ命ゼラレタル被傷者ガ解雇セラ  
レザル場合ニ於ケル退替後ノ復職及取扱ニ付テ準用ス

第五條 前二條ノ規定ハ雇傭者ガ當時五十人以上ノ被傷者ヲ使  
用スル場合ニ之ヲ適用ス

第六條 當該官吏又ハ公吏ハ前四條ノ規定ノ施行ニ關シ必要ア  
リト認ムレトキハ當事者ニ對シ勸解ヲ爲スコトヲ得

第七條 本法ノ適用ニ付テハ國、道府縣、市町村其ノ他之ニ準  
ズルモノノ被傷者ニシテ官吏又ハ公吏ニ準ジ取扱フコトヲ要  
スル者ニ付勸令ヲ以テ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得

附則  
本法施行ノ期ハ勸令ヲ以テ之ヲ定ム

労働者災扶助法同責任保險法施行令要綱  
昭和七年一月から實施される労働者災害扶助法同責任保險法の  
附法、施行令勸令は豫て内務省社會局に於て右表中の處、五  
月二十九日その要綱を決定左の如く發表した。

労働者災害扶助法施行命令案要綱

第一條 労働者災害扶助法第一條第一項第二號の(イ)ノ工事ノ規模

- 一、使用労働者延人員千人以上ノモノ又ハ工事費用(購買ニ  
依ルモノニ付テハ購買金額)一萬圓以上ノモノ但シ主ト  
シテ住居ノ用ニ供スルニ階礎以下ノ木造建築物ノ工事ヲ除  
ク
- 二、火藥類、動力ニ依リ運轉スル機械若ハ運搬ノ用ニ供スル  
軌道ヲ用フルモノ又ハ地上十米以上若ハ地下三米以上ニ於  
テ作業ヲ爲スモノニシテ使用労働者延人員三百名以上ノモ  
ノ
- 三、工事着手前ニ於ケル豫定計畫ガ前項ノ規模ニ該當スルモノハ  
工事施行後ニ該當スルニ至ラザリシ場合ト雖モ前項ノ規模  
ニ該當スルモノト看做スコト
- 第二 事業主ハ労働者ガ義務上負傷シ疾病ニ墮リ又ハ死亡シタ  
ルトキハ本令ノ規定ニ依リ扶助ヲ爲スベキコト但シ扶助ヲ受  
クベキ者民法ニ依リ同一ノ原因ニ付損害賠償ヲ受ケタルトキ  
ハ事業主ハ扶助金額ヨリ其ノ金額ヲ控除スルコトヲ得ルコト  
前項ノ疾病トハ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノヲ謂フコト
- 一、疾病ニ因リ發シタル疾病
- 二、有毒瓦斯又ハ有毒物ニ依リ中毒性疾患
- 三、「ケーン」作業ニ於ケル「ケーン」病
- 四、電氣又ハ瓦斯ニ依リ接触又ハ切斷作業ニ於ケル電光性眼

第五條 其ノ他内務大臣ノ定ムル疾病

第一項ノ扶助義務ハ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外労働者ノ解  
雇ニ因リテ變更セラルルコトナキコト

工場法又ハ鑛業法ノ規定ニ依リテ扶助ヲ受クベキ者ニ付テハ  
本令ノ規定ニ依リテ扶助ヲ爲スコトヲ要セザルコト

第三 労働者負傷シ又ハ疾病ニ墮リタルトキハ事業主ハ其ノ費  
用ヲ以テ療養ヲ施シ又ハ療養ニ必要ナル費用ヲ負擔スベキコ  
ト

第四 労働者療養ノ爲メ義務ニ服スルコト能ハザルニ因リ賃金ヲ  
受ケザルトキハ事業主ハ労働者ノ療養中一日ニ付標準賃金百  
分ノ六十以上ノ休業扶助料ヲ支給スベキコト

労働者ヲ病院ニ收容シタル場合ニ於テ主トシテ本人ニ依リ生  
計ヲ維持スルモノナキトキハ休業扶助料ハ標準賃金百分ノ二  
十以上トスルコト

第五 労働者ノ負傷又ハ疾病治癒シタル時ニ於テ身體障害存ス  
ルトキハ事業主ハ別表ニ依リ障害扶助料ヲ支給スベキコト

別表ニ掲ケザル身體障害ヲ存スル者ニ就テハ障害ノ程度ニ應  
ジ別表ニ準ズル障害扶助料ヲ支給スベキコト

別表ニ掲ケル身體障害者ニ以上存スルトキハ重キ身體障害ノ該  
當級ヨリ一級ヲ繰リ上グルコト但シ六級以上ノ身體障害ガ二  
以上存スルトキハ二級ヲ繰リ上グルコト